

教 生 学 第 5 4 2 号
令和元年（2019年）9月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

命を大切にする教育の一層の充実について（通知）

このことについては、これまでも指導をいただいているところでありますが、今年度も、道内において、自殺と疑われる事案や自殺未遂が発生しており、児童生徒一人一人のかけがえのない命を守る指導や体制について改めて充実を図る必要があります。

つきましては、各学校において、次の事項に留意し、命を大切にする教育の一層の充実が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 命を大切にする指導

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒に自分の命、他の人の命それぞれの尊さを理解させるとともに、人を傷つけたり危害を加えたりすることは、人間として絶対に許されないことを強く認識させる指導を行うこと。

2 相談体制づくり

思春期にある児童生徒は、心が揺れ動きやすいことから、日ごろから、児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止めるとともに、家庭訪問や個人面談等を継続的に実施するなど、児童生徒の悩みなどについて共感しながら相談に応じる体制づくりに努めること。

3 関係機関との連携

児童生徒の心の不安や悩み、ストレスなどに迅速かつ適切に対応できるよう、家庭はもとより、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携した支援体制を確立すること。

4 自殺予防に係る取組

各学校における児童生徒の自殺予防に係る組織体制の整備や、「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」の活用など、児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

[関連通知等]

- 児童生徒の自殺予防に係る取組について

（令和元年6月11日付け教生学第269号学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

（生徒指導・学校安全グループ）